

I 引 取 業 留 意 事 項

1. **引取業者の登録と登録の更新**（使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第42条）
引取業を行おうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。
この登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

※引取業者は、県の登録とは別に、電子マニフェストによる移動報告、フロン類やエアバッグ類の回収料金の支払い等のために、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが管理・運営する「自動車リサイクルシステム」への登録も必要です。

2. **引取業者の引取義務**（法第9条）

引取業者は、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを求められたときは、再資源化預託金（リサイクル料金）等が資金管理人（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に預託されているかどうかを確認しなければなりません。また、預託されていれば、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、引き取らなければなりません。

3. **書面の交付義務**（法第80条）

引取業者は、使用済自動車を引き取るときは、主務省令で定めるところにより、使用済自動車の引取りを求めた者（車検証上の最終所有者とは必ずしも一致しません。）に対し、引取の書面（引取証）を交付しなければなりません。

引取の書面（引取証）に必要な記載事項は以下のとおりです。

- ・引取業者の氏名または名称、登録番号、事業所名、所在地、電話番号
- ・使用済自動車の車台番号
- ・引取りを求めた者の氏名または名称
- ・引き取った年月日
- ・再資源化預託金等の額

4. **引取業者の引渡義務**（法第10条）

引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、速やかに、特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、引き渡さなければなりません。

5. **移動報告**（法第81条、第82条）

引取業者は、電子マニフェスト等を利用して、引取・引渡から3日以内に情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡の報告を行わなければなりません。

6. **廃棄物処理基準遵守義務**（法第122条）

引取業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第1項または第14条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けずに、使用済自動車の収集または運搬（法第9条第1項の規定による引取りまたは法第10条の規定による引渡しに係るものに限る。）を業として行うことができます。

なお、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従って運搬しなければなりません。

7. 登録の拒否 (法第 45 条)

知事は、引取業登録申請者が次のいずれかに該当するときは、その登録を拒否します。

◆法第 45 条第 1 項第 1 号から第 7 号までのいずれかに該当するとき

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 2 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - 3 法第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
 - 4 引取業者で法人であるものが法第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
 - 5 法第 51 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 6 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - 7 法人でその役員のうちに第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの
- *法第 45 条第 1 項第 1 号の主務省令で定める者は、「精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者」のことであり、
- *フロン類法とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）の略称である

◆申請書に記載された法第 43 条第 1 項第 5 号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき

＜登録の基準＞（申請時には、次のいずれかを証する書類を添付してください。）

- ※申請に係る事業所ごとに、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。
- ※使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。

【上記の十分な知見を有する者が確認できる資格証、業界団体が行う講習の受講修了証等の写し、または自動車分解整備事業者として認証されていることを証する書類の写し】

◆申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき

8. 引取業者の変更の届出 (法第 46 条)

引取業者は、法第 43 条第 1 項各号に変更があったときは、その日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければなりません。

9. 引取業の廃業等の届出 (法第 48 条)

引取業者が法第 48 条第 1 項各号に該当することとなった場合は、その日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければなりません。

10. 標識の掲示 (法第 50 条)

引取業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、引取業者であること、氏名または名称、登録番号を記載した標識（縦および横それぞれ 20cm 以上）を掲げなければなりません。

11. 登録申請等の受付先

引取業を行う事業所を管轄する機関に提出してください。
複数の事業所を登録する場合は、主たる事業所を管轄する機関に提出してください。
なお、事業所を追加する等の場合も、当初の受付機関が窓口となります。

受付機関一覧

機関の名称	所在地	電話番号	管轄
琵琶湖環境部 循環社会推進課	〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号	077-528-3474	大津市<注意>
南部環境事務所	〒525-8525 滋賀県草津市草津三丁目14番75号	077-567-5456	草津市、守山市、栗東市、 野洲市
甲賀環境事務所	〒528-8511 滋賀県甲賀市水口町水口6200	0748-63-6134	湖南市、甲賀市
東近江環境事務所	〒527-8511 滋賀県東近江市八日市緑町7番23号	0748-22-7759	近江八幡市、東近江市、 蒲生郡(日野町、竜王町)
湖東環境事務所	〒522-0071 滋賀県彦根市元町4番1号	0749-27-2255	彦根市、愛知郡(愛荘町)、 犬上郡(豊郷町、甲良町、 多賀町)
湖北環境事務所	〒526-0033 滋賀県長浜市平方町1152番2号	0749-65-6653	長浜市、米原市
高島環境事務所	〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津1758	0740-22-6066	高島市

<注意>大津市内の新規登録等については、大津市産業廃棄物対策課(077-528-2062)にお問い合わせください。

12. 登録申請書等の提出

申請書等の提出は、正本1部です。

書類の補正(書類の手直し)が必要な場合にスムーズに対応できるように、提出する書類の「控え」(電子ファイル、コピーなど)を手元に残すようにしてください。

また、登録申請手続きにおいては、次のとおり審査手数料(滋賀県収入証紙により納付)が必要となります。

新規登録申請	5,600円
更新登録申請	3,600円